

監査結果(定期監査・行政 監査)に基づく措置通知

(平成28年4月28日)

T-CAS

監査結果(定期監査・行政監査)に基づき、措置を講じた旨の通知があったものは、次頁以降のとおりです。

平成28年4月28日

高松市監査委員

吉田 正己(よしだ まさみ)

鍋嶋 明人(なべしま あきひと)

神内 茂樹(じんない しげき)

佐藤 好邦(さとう よしくに)



Takamatsu City Audit Commission Secretariat

高松市監査委員事務局

活力にあふれ 創造性豊かな 瀬戸の都・高松

☎ 087-839-2652

✉ kansa@city.takamatsu.lg.jp

【監査結果（定期監査・行政監査）に基づく措置通知一覧】

H28.4.28

通知 No.	監査 実施 年度	告示日	告示 番号 ※	区分 ※	項目	公表文 該当 ページ	所管課等		通知日
No.1	H21	H22.2.19	第1号	指摘	概算払補助金交付に係る精算を適正にすべきもの	P3	教育局	学校教育課	H28.4.15
No.2	H23	H23.8.15	第12号	指摘	契約書を作成すべきもの	P4			H28.4.12
No.3	H25	H25.8.20	第20号	指摘	発注簿等に係る事務処理を適正にすべきもの	P3			
No.4	H26	H26.8.15	第17号	指摘	請求書の取扱いについて	P13	財政局	財産経営課	H28.3.30
No.5				指摘	行政財産の目的外使用に係る事務処理について	P14			
No.6	H27	H27.11.30	第37号	意見	鉛製給水管の対策について	P4	上下水道局	維持管理課	H28.3.25

※ 告示番号 …… 高松市監査委員告示の番号

※ 指摘 …… 条例や規則等に違反しているか、著しく適切さを欠くと判断されたもの

※ 意見 …… 組織及び運営の合理化の観点から改善が望まれるとされたもの

監査結果（定期監査・行政監査）に基づく措置通知

通知No.

No.1

監査実施年度／監査対象	平成21年度／教育部		
指 摘 又 は 意 見			
告 示 番 号	高松市監査委員告示第1号	告 示 日	平成22年2月19日
区 分	<input checked="" type="checkbox"/> 指摘	<input type="checkbox"/> 意見	通 知 日 平成28年4月15日
指 摘 ・ 意 見 の 項 目	概算払補助金交付に係る精算を適正にすべきもの		
内 容	<p>高松市補助金等交付規則第9条第2項の規定により概算払で補助金を交付した場合、同条第4項の規定により、補助金交付申請者は、補助事業終了後、精算しなければならないが、平成20年度高松市立太田小学校教育研究会の教員研修事務補助事業の補助金については、補助金に係る預金利子を収入に計上しないまま決算書が作成されており、適正な精算事務が行われていないので、今後においては、精算が適正になされるよう補助金交付申請者を指導されたい。</p>		
公表文該当 ペ ー ジ	3ページ		
公表文への リ ン ク	http://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kakuiin/KANSA/kansa/kansahoukoku/teiki/teiki21/219.pdf		

指 摘 又 は 意 見 に 対 す る 措 置	
所 管 課 等	教育局 学校教育課
結 果	<p>本件指摘事項については、平成22年度の高松市立太田小学校教育研究会の教員研修事務補助事業の補助金に係る実績報告書から、補助金に係る預金利子を収入に計上して決算書を作成するよう指導し、以後、適正に精算されている。</p>

監査結果（定期監査・行政監査）に基づく措置通知

通知No.

No.2

監査実施年度／監査対象		平成23年度／教育部	
指 摘 又 は 意 見			
告 示 番 号	高松市監査委員告示第12号	告 示 日	平成23年8月15日
区 分	<input checked="" type="checkbox"/> 指摘	<input type="checkbox"/> 意見	通 知 日
指 摘 ・ 意 見 の 項 目	契約書を作成すべきもの		
内 容	高松市契約規則第21条第1項第1号別表第6号に掲げる額を超える契約を締結する場合には、同規則第20条第1項の規定により、契約書を作成しなければならないが、平成22年度高松市子ども環境学習交流会参加生徒等バス輸送業務は、50万円を超える契約であるにもかかわらず、契約書の作成を省略し、請書により契約を締結しているため、今後、同種の契約を締結しようとする場合には、同項の規定により契約書を作成されたい。		
公表文該当 ページ	4ページ		
公表文への リンク	http://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kakuiin/KANSA/kansa/kansahoukoku/teiki/teiki23/815.pdf		

指 摘 又 は 意 見 に 対 す る 措 置	
所 管 課 等	教育局 学校教育課
結 果	本件指摘事項については、平成24年度の高松市子ども環境学習交流会参加生徒等バス輸送業務に係る契約から、契約書を作成の上、適正に契約を締結している。

監査結果（定期監査・行政監査）に基づく措置通知

通知No.

No.3

監査実施年度／監査対象		平成25年度／教育局	
指 摘 又 は 意 見			
告 示 番 号	高松市監査委員告示第20号	告 示 日	平成25年8月20日
区 分	<input checked="" type="checkbox"/> 指摘	<input type="checkbox"/> 意見	通 知 日
指 摘 ・ 意 見 の 項 目	発注簿等に係る事務処理を適正にすべきもの		
内 容	<p>発注簿等に係る事務処理については、発注簿等財務処理要領の規定に基づき適正に行わなければならない、支出負担行為兼支出命令の起案及び回議に当たっては、同要領第4項の規定により発注簿等を確認するとともに、高松市出納員規則第2条第4項の規定により、主管の長は、審査出納員として支出負担行為の確認をし、管理台帳及び発注簿は、同要領第8項の規定により、必要事項を正しく記載し、適宜、記載事項の確認や点検、照合を行わなければならないが、上質紙購入に係る発注簿については、見積徴取日の記載がないので、今後は、これらの規定により、発注簿等に係る事務処理を適正に行われたい。</p>		
公表文該当 ページ	3ページ		
公表文への リンク	http://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kakuiin/KANSA/kansa/kansahoukoku/teiki/teiki25/820.pdf		

指 摘 又 は 意 見 に 対 す る 措 置	
所 管 課 等	教育局 学校教育課
結 果	<p>本件指摘事項については、監査結果報告を受け、直ちに発注簿等財務処理要領について再度周知徹底を図るとともに、記載事項の確認や点検、照合を確実に実施し、適正に事務処理を行っている。</p>

監査結果（定期監査・行政監査）に基づく措置通知

通知No.

No.4

監査実施年度／監査対象	平成26年度／財政局		
指 摘 又 は 意 見			
告 示 番 号	高松市監査委員告示第17号	告 示 日	平成26年8月15日
区 分	<input checked="" type="checkbox"/> 指摘	<input type="checkbox"/> 意見	通 知 日
指 摘 ・ 意 見 の 項 目	請求書の取扱いについて		
内 容	請求書に内訳書が添付されているにもかかわらず、割印又は袋とじの処理がされていないものが見受けられたので、今後は適正に事務処理されたい。		
公表文該当 ペ ー ジ	13ページ		
公表文への リ ン ク	http://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kakuiin/KANSA/kansa/kansahoukoku/teiki/teiki26/815.pdf		

指 摘 又 は 意 見 に 対 す る 措 置	
所 管 課 等	財政局 財産経営課
結 果	本件指摘事項については、監査終了直後に、課内において、決裁のチェック体制の強化について検討した結果、決裁者毎に決裁にチェックする色を変えるなど、所属内審査の方法を改めることとし、請求書及び請求内訳書の割印を確認し、適正に事務処理を行っている。

監査結果（定期監査・行政監査）に基づく措置通知

通知No.

No.5

監査実施年度／監査対象		平成26年度／財政局	
指摘又は意見			
告示番号	高松市監査委員告示第17号	告示日	平成26年8月15日
区分	<input checked="" type="checkbox"/> 指摘	<input type="checkbox"/> 意見	通知日 平成28年3月30日
指摘・意見の項目	行政財産の目的外使用に係る事務処理について		
内容	平成25年度の行政財産の目的外使用（高松市本庁舎西側公用車駐車場）に係る事務処理については、使用許可台帳を作成していないので、今後は適正に事務処理されたい。		
公表文該当ページ	14ページ		
公表文へのリンク	http://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kakuiin/KANSA/kansa/kansahoukoku/teiki/teiki26/815.pdf		

指摘又は意見に対する措置	
所管課等	財政局 財産経営課
結果	本件指摘事項については、監査終了直後に、課内において、再発防止策を検討した結果、使用許可決裁時に添付資料として行政財産使用許可台帳（案）を添付することとし、決裁後は、台帳を作成し、適正に事務処理を行っている。

監査結果（定期監査・行政監査）に基づく措置通知

通知No.

No.6

監査実施年度／監査対象		平成27年度／上下水道局	
指 摘 又 は 意 見			
告示番号	高松市監査委員告示第37号	告示日	平成27年11月30日
区 分	<input type="checkbox"/> 指摘	<input checked="" type="checkbox"/> 意見	通知日 平成28年3月25日
指摘・意見の項目	鉛製給水管の対策について		
内 容	<p>鉛製給水管（以下「鉛管」という。）については、鉛の水道水への溶出による健康被害のおそれから、新設の給水管については、現在、鉛製の使用が全面禁止されている。本市では、平成2年以降、新設の給水管に鉛管を使用することを禁止しているほか、残存する鉛管の早期解消を図るため、平成10年に鉛管引替工事助成金交付制度を創設し、平成27年度からは、適用範囲及び助成額を拡充するとともに、年間4千件の取替目標を定め、計画的に取り組むこととしているが、平成26年度末の残存戸数は、全給水世帯の約52%に当たる約8万8千世帯で、目標どおりに取替えが実施されたとしても、鉛管の解消には、長期の年数がかかることが見込まれている。</p> <p>また、本年6月に実施した高松市上下水道事業お客さまアンケート調査では、約半数の市民が、自宅の給水管に鉛管が使われているのかどうか分からないと回答するなど、市民への周知が十分でない状況も見受けられた。</p> <p>今後、効果的な周知による鉛管の取替えの促進や取替工事の計画的な実施などにより、鉛管の取替えを早期に実現し、安全な水道水の供給を図るとともに、取替えまでの間、朝・ター番の使い始めの水は、飲み水として使わないことにより、鉛の摂取を防ぐことができることなどの周知を徹底し、鉛管による健康被害から市民を守るよう努められたい。</p>		
公表文該当ページ	4ページ		
公表文へのリンク	http://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kakuiin/KANSA/kansa/kansahoukoku/teiki/teiki27/1130.pdf		

指 摘 又 は 意 見 に 対 す る 措 置	
所 管 課 等	上下水道局 維持管理課
結 果	<p>本件意見については、効果的な取替えの促進と、水道水の適切な使用方法を周知する新たな取組として、鉛製給水管を使用している旧高松市の約55,000世帯（旧合併町エリアは別途対応中）に対して戸別通知を実施している。</p> <p>そのうちの約10,000世帯に対しては、平成28年1月に通知しており、残りの世帯については、今後、9月にかけて順次通知することとしている。</p>